

## 狛江のまち一魅力百選

狛江の“チョットいいこと・いいところ”⑦

### 古墳のある風景

狛江には「狛江百塚」といわれるほど、多くの古墳があります。多くは5世紀半ばから6世紀半ばに築造されたものと考えられています。また、当時使われていた土器が狛江の地で初めて発見されたため、地名をとって「和泉式土器」と名付けられています。

今回推薦されたのは、白井塚(中和泉三丁目)という古墳です。近くにある経塚古墳、兜塚古墳、亀塚古墳などととも、狛江古墳群を形成しています。現存する古墳は少なくなっていますが、古墳は個人の



白井塚付近

所有地にあるものも多く、所有者の方の理解と努力がなければ維持保全することは困難です。

こちらには次のようなコメントが寄せられています。「狛江百塚」も現存しているのは13基。狛江の宝として所有者の方々とともに守っていききたいものだと思います。

います。特に白井塚は、隣りの屋敷林とともに大きな緑の塊をつくり出しています。春には桃の花でピンク色に染まります。空が大きく広がり、悠久の時を感じさせるこの景色は、都市化の進む狛江のやさらぎの空間です。

このように、所有者の方の長年にわたる多大な努力と貢献を高く評価するものとして、魅力百選に選ばれました。

街や人々の移り変わりを、静かに見守ってきた古墳。その長い歴史に思いをはせてみませんか。

【問い合わせ】都市整備課 企画計画係

## 消費生活相談コーナーから

### ◆未成年者の契約◆

知識や経験が乏しい未成年者は判断能力が未熟なため、契約によって思わぬ不利益を受けることがあります。

そのため民法では未成年者を保護するために、未成年者が法定代理人(通常は親)の同意を得ずに行った契約は、未成年者本人や法定代理人が取り消すことができるとしています。

ただし、次のような場合は取り消すことができません。

- ▽小遣いの範囲内の契約
- ▽法定代理人から営業(自営業)を許可された未成年者がその営業に関して行った契約
- ▽結婚した未成年者の契約

22

▽成人してから契約を

認める行為をしたとき  
▽未成年者が「成人である」「親の同意を得た」などと、うそをついたとき  
※販売員に強要された場合は取り消すことができます。



契約が取り消されると、商品などを使用していてもその状態で返品し、代金は全額返金されます。

ただし、生活必需品の場合には当然支出する費用なので、消費した部分についても料金を支払うなど利益相当分の返還が必要になります。

携帯電話やインターネットの普及により、未成年者が安易に成人のふりをするなどのうそをついて契約してしまうトラブルも見られます。

未成年者自身が、契約に対する意識を高めることも必要です。家庭でも、未成年者の契約について話し合われては

いかがでしょうか。心配なことがあれば、消費生活相談コーナーへ。【問い合わせ】地域活性化課地域振興係

## 市民まつり 協賛金品募集

第32回狛江市市民まつりを11月15日(土)・16日(日)に開催します。

この市民まつりは、市民の皆さんの協力により実施しています。

今年も運営のための協賛金品を募集しますので、皆さんの協力をお願いします。

〔応募条件〕5,000円以上から受け付けます(協賛品は定価相当額に換算して、5,000円以上から) ※協賛者名をパンフレットに掲載します。

〔申し込み・問い合わせ〕9月26日(金)までに市民まつり事務局(地域活性化課市民活動推進係)へ。

狛江市文化振興事業団 ☎(3430)4106



## エコルマホール主催公演

好評発売中

### ■KUWAMAN with スーパー・プラス

これは面白い!もーれつアップが爆発する。お茶の間の人気者「くわまん」と在京オーケストラのトップ・プレイヤーたちが、まじめに、楽しく名?迷?演奏!



### ■ポーランドの歌姫・マリア

サラ・ブライトマンをほうふつとさせるそのクリスタル・ヴォイスに癒されます。

〔日時〕9月27日(土)午後5時開演

〔チケット〕全席指定3,500円 ※未就学児不可

〔曲目〕カルメン・ファンタジー、聖者の行進、千の風になって、ほか

〔日時〕10月25日(土)午後5時開演

〔チケット〕全席指定4,000円

※未就学児不可

〔曲目〕アメイジング・グレイス、星に願いを、オペラ座の怪人より、ほか

エコルマホール窓口でのチケットの取り扱いは午前9時から午後5時まで(電話予約でも取り扱っています)。チケットぴあ、小田急OX狛江店宝くじ売り場でもチケットを取り扱っています。

<http://www.ecorma-hall.jp/>

相談名	開催日と時間	相談員	申し込み等
法律相談	毎週月・木曜日 午前9時~正午	弁護士	事前予約制。相談日の1週間前から政策室広報広聴担当で受け付け
カウンセリング・心の相談	3日(水)・17日(水) 午前9時~正午	カウンセラー	
住宅相談	10日(水) 午後1時~4時	建築士	
相続相談	2日(火)・16日(火) 午後1時~4時 夜間相談 9日(火) 午後6時~8時	行政書士会 調布支部	
女性悩みごと相談	10日(水)・24日(水) 午前9時~正午	カウンセラー	
交通事故相談	16日(火) 午後1時~4時	弁護士	
不動産取引相談	4日(水) 午後1時~4時	宅地建物取引業協会	
登記相談	8日(水) 午後1時~4時 夜間相談 22日(水) 午後6時~8時	司法書士会 調布支部	事前予約制。毎月1日から政策室広報広聴担当で受け付け(夜間相談は相談当日の午後4時まで受け付け)
人権身の上相談	18日(水) 午後1時~4時	人権擁護委員	
行政相談	19日(木) 午後1時~4時	行政相談委員	
土地家屋調査測量表示登記相談	25日(水) 午後1時~4時	土地家屋調査士会	
ライフプラン総合相談	1日(月) 午後1時~4時	元金融・生命保険実務経験者	



## 9月の市民相談

相談名	開催日と時間	相談員	申し込み等
税務相談	11日(水) 午後1時~4時 毎週木曜日 午前10時~正午 午後1時~4時	東京税理士会 武蔵府中支部	事前予約制。毎月1日から政策室広報広聴担当で受け付け。会場は同支部 ☎042(488)5550
消費生活相談	月~金曜日 午前10時~正午 午後1時~4時	消費生活相談員	地域活性化課へ(午後3時まで受け付け)
更生保護相談	24日(水) 午前10時~正午、午後1時~3時	保護司	2階第1市民相談室へ
難病者相談	1日(月) 午前9時~正午	難病者相談員	直接2階第2市民相談室へ
聴覚障がい者相談	毎月第2水曜日 午前9時~正午	手話通訳士	福祉総合相談窓口
介護保険相談	毎月第1・3木曜日 午後1時~4時	介護保険相談員	
こころの健康相談室	9日(水) 午後2時~4時	精神科医師	事前予約制。福祉サービス支援室で受け付け
母子・女性相談	月~金曜日 午前8時30分~正午 午後1時~5時	母子自立支援員	子育て支援課へ
教育相談	月~金曜日 午前9時~正午 午後1時~4時	教育相談員	狛江市教育研究所 ☎(3430)6655へ
年金相談	毎週月・水・金曜日 午前9時~正午 午後1時~4時	社会保険労務士	健康支援課へ(午後3時30分まで受け付け)
高齢者就業説明相談	16日(水) 午後1時30分~4時	狛江市シルバー人材センター	☎(3488)6735※電話予約制
市税納税相談	月~金曜日 午前8時30分~午後5時	納税課(市役所2階8番窓口)	